

平成二年政令第二百三十八号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令
内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十五号及び別表第三第十一号の規定に基づき、この政令を制定する。

（麻薬）

第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）別表第一第七十五号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。

- 一 一—O—アセチル—七—ハ—ジヒドロ—セ—（二—R）—ヒドロキシ—メチル—六—十四—エンド—エテノ—モルヒネ（別名アセトルフィン）及びその塩類
- 二 N—（アダマンタン—イール）—（五—フルオロペンチル）—H—インダゾール—三—カルボキサミド及びその塩類
- 三 N—（—アミノ—三—ジメチル—オキソブタン—ニール）—（シクロヘキシルメチル）—H—インダゾール—三—カルボキサミド及びその塩類
- 四 N—（—アミノ—三—ジメチル—オキソブタン—ニール）—ブチル—H—インダゾール—三—カルボキサミド及びその塩類
- 五 N—（—アミノ—三—ジメチル—オキソブタン—ニール）—（四—フルオロペンジル）—H—インダゾール—三—カルボキサミド及びその塩類
- 六 三—（二—アミノブチル）インドール（別名エトリブタミン）及びその塩類
- 七 二—アミノプロピオフェノン及びその塩類
- 八 三—（二—アミノプロピル）インドール及びその塩類
- 九 N—（—アミノ—三—メチル—オキソブタン—ニール）—（シクロヘキシルメチル）—H—インダゾール—三—カルボキサミド及びその塩類
- 十 N—（—アミノ—三—メチル—オキソブタン—ニール）—（四—フルオロペンジル）—H—インダゾール—三—カルボキサミド及びその塩類
- 十一 N—（—アミノ—三—メチル—オキソブタン—ニール）—ペンチル—H—インダゾール—三—カルボキサミド及びその塩類
- 十二 二—エチルアミノ—フェニルプロパン—オン及びその塩類
- 十三 二—（エチルアミノ）—フェニルヘキサン—オン（別名N—エチルヘキセドロン）及びその塩類
- 十四 二—（エチルアミノ）—（四—メチルフェニル）プロパン—オン及びその塩類
- 十五 二—エチルアミノ—（三—四—メチレンジオキシフェニル）ブタン—オン及びその塩類
- 十六 二—エチルアミノ—（三—四—メチレンジオキシフェニル）プロパン—オン及びその塩類
- 十七 二—エチルアミノ—（三—四—メチレンジオキシフェニル）ペンタン—オン及びその塩類
- 十八 二—（エチルアミノ）—（三—メトキシフェニル）シクロヘキサン及びその塩類
- 十九 N—（二—（四—エチル—五—オキソ—ニ—テトラゾリン—イール）エチル）—四—（メトキシメチル）—四—（ピペリジル）プロピオンニリド（別名アルフェンタニル）及びその塩類
- 二十 四—エチル—二—五—ジメトキシ—メチルフェネチルアミン（別名DOET）及びその塩類
- 二十一 二—（四—エチルスルファニル—二—五—ジメトキシフェニル）エタンアミン及びその塩類
- 二十二 N—エチル—フェニルシクロヘキシルアミン（別名エチシクリジン）及びその塩類
- 二十三 N—エチル—メチル—三—四—（メチレンジオキシ）フェネチルアミン（別名N—エチルMDA）及びその塩類
- 二十四 二—（四—エトキシベンジル）—五—ニトロ—（ピロリジン—イール）エチル—ペンゾイミダゾール及びその塩類
- 二十五（五R）—四—五—エポキシ—六—メトキシ—十七—メチル—六—七—八—十四—テトラ—ヒドロ—モルヒナン—三—オール（別名オリパビン）及びその塩類
- 二十六 キノリン—八—イール—（五—フルオロペンチル）—H—インドール—三—カルボキシラート及びその塩類
- 二十七 二—（四—クロロ—二—五—ジメトキシフェニル）プロパン—ニ—アミン及びその塩類
- 二十八 二—（四—クロロ—二—五—ジメトキシフェニル）—N—（二—メトキシベンジル）エタンアミン及びその塩類
- 二十九 二—（三—クロロフェニル）—ピペラジン及びその塩類
- 三十 二—（二—クロロフェニル）—（メチルアミノ）シクロヘキサン（別名ケタミン）及びその塩類
- 三十一 二—（四—クロロフェニル）—（メチルアミノ）プロパン—オン（別名四—CMC）及びその塩類
- 三十二 二—（三—シアノ—三—三—ジフェニルプロピル）—四—（二—オキソ—三—プロピオニル—ペンゾイミダゾリニル）—ピペリジン（別名ベジトラミド）及びその塩類
- 三十三 二—（三—シアノ—三—三—ジフェニルプロピル）—四—（—ピペリジン）—ピペリジン—四—カルボン酸アミド（別名ピリトラミド）及びその塩類
- 三十四 二—（三—シアノ—三—三—ジフェニルプロピル）—四—フェニル—四—カルボン酸（別名ジフェノキシ）及びその塩類
- 三十五 二—（四—シアノブチル）—N—（二—フェニルプロパン—ニール）—H—インダゾール—三—カルボキサミド及びその塩類
- 三十六 N—N—ジアリル—五—メトキシトリブタミン及びその塩類
- 三十七 三—（二—（ジイソプロピルアミノ）エチル）—五—メトキシインドール及びその塩類
- 三十八 二—（ジエチルアミノ）エチル—（四—イソプロポキシベンジル）—五—ニトロ—ペンゾイミダゾール及びその塩類
- 三十九 二—（二—（ジエチルアミノ）エチル）—インドール（別名DET）及びその塩類
- 四十 二—（二—ジエチルアミノ）エチル—（四—エトキシベンジル）—ペンゾイミダゾール及びその塩類
- 四十一 二—（二—ジエチルアミノ）エチル—五—ニトロ—（四—プロポキシベンジル）—ペンゾイミダゾール及びその塩類

- 四十二 一 (ジエチルアミノ) エチル—二— (四—メトキシベンジル) —五—ニトロベンズイミダゾール及びその塩類
- 四十三 一—シクロヘキシル—四— (一—二—ジフェニルエチル) ピペラジン及びその塩類
- 四十四 三—四—ジクロロ—N— (二— (ジメチルアミノ) シクロヘキシル) メチル—ベンズアミド及びその塩類
- 四十五 三—四—ジクロロ—N— (二— (ジメチルアミノ) シクロヘキシル) —N—メチルベンズアミド及びその塩類
- 四十六 シス—二—アミノ—四—メチル—五—フェニル—二—オキサゾリン (別名四—メチルアミノレクス) 及びその塩類
- 四十七 ジヒドロコデイン—六— (カルボキシメチル) オキシム (別名コドキシム) 及びその塩類
- 四十八 七— (十—十一—ジヒドロ—五H—ジベンゾ「a・d」シクロヘプテン—五—イル) アミノ— (ヘプタン酸 (別名アミネプチン) 及びその塩類
- 四十九 七—八—ジヒドロ—七—e— (一— (R) —ヒドロキシ—一—メチルブチル) —六—十四—エンド—エタノテトラヒドロオリパピン (別名ジヒドロエトルフィン) 及びその塩類
- 五十 七—八—ジヒドロ—七—e— (二— (R) —ヒドロキシ—一—メチルブチル) —六—O—メチル—六—十四—エンド—エテノモルヒネ (別名エトルフィン) 及びその塩類
- 五十一 一— (一—二—ジフェニルエチル) ピペリジン及びその塩類
- 五十二 四—四—ジフェニル—六—ビペリジノ—三—ヘキサノン (別名ノルピバノン) 及びその塩類
- 五十三 三— (二— (ジメチルアミノ) エチル) インドール (別名DMT) 及びその塩類
- 五十四 三— (二— (ジメチルアミノ) エチル) —インドール—四—イルリン酸エステル (別名サイロシピン) 及びその塩類
- 五十五 三— (二— (ジメチルアミノ) エチル) —インドール—四—オール (別名サイロシン) 及びその塩類
- 五十六 三— (二— (R・二R) —三— (ジメチルアミノ) —一—エチル—二—メチルプロピル) フェノール (別名タペンタドール) 及びその塩類
- 五十七 三— (二— (R・二R) —三— (ジメチルアミノ) —一—エチル—二—メチルプロピル) フェノール (別名タペンタドール) 及びその塩類
- 五十八 N・e—ジメチル—三—四— (メチレンジオキシ) フェネチルアミン (別名MDMA) 及びその塩類
- 五十九 二— (二—五—ジメトキシ—四—イソプロピルスルファニルフェニル) エタンアミン及びその塩類
- 六十 二—五—ジメトキシ—四—e—ジメチルフェネチルアミン (別名DOM) 及びその塩類
- 六十一 二—五—ジメトキシ—四—e—ジメチルフェネチルアミン (別名DOM) 及びその塩類
- 六十二 二—五—ジメトキシ—e—メチルフェネチルアミン (別名DMA) 及びその塩類
- 六十三 三—四—ジメトキシ—七—メチルモルヒナン—六—十四—ジオール (別名ドロテバノール) 及びその塩類
- 六十四 N— (二— (二—チエニル) エチル) —四—ピペリジン (別名チオフェンタニル) 及びその塩類
- 六十五 一— (二— (二—チエニル) シクロヘキシル) ピペリジン (別名テノシクリジン) 及びその塩類
- 六十六 六—a—七—八—九—テトラヒドロ—六—六—九—トリメチル—三—ペンチル—六H—ジベンゾ「b・d」ピラン—一—オール (別名デルタ十テトラヒドロカンナビノール) 及びその塩類
- 六十七 六—a—七—八—九—テトラヒドロ—六—六—九—トリメチル—三—ペンチル—六H—ジベンゾ「b・d」ピラン—一—オール (別名デルタ九テトラヒドロカンナビノール) (分解反応以外) の化学反応 (大麻取締法 (昭和二十三年法律第二百四号) 第一条に規定する大麻草 (次号において単に「大麻草」という。) 及びその製品に含有されている六—a—七—八—九—テトラヒドロ—六—六—九—トリメチル—三—ペンチル—六H—ジベンゾ「b・d」ピラン—一—オールを精製するために必要なものを除く。) を起こさせることにより得られるものに限る。及びその塩類
- 六十八 六—a—七—十—十一—テトラヒドロ—六—六—九—トリメチル—三—ペンチル—六H—ジベンゾ「b・d」ピラン—一—オール (別名デルタ八テトラヒドロカンナビノール) (分解反応以外) の化学反応 (大麻草及びその製品に含有されている六—a—七—十—十一—テトラヒドロ—六—六—九—トリメチル—三—ペンチル—六H—ジベンゾ「b・d」ピラン—一—オールを精製するために必要なものを除く。) を起こさせることにより得られるものに限る。及びその塩類
- 六十九 六—a—九—十—十一—テトラヒドロ—六—六—九—トリメチル—三—ペンチル—六H—ジベンゾ「b・d」ピラン—一—オール (別名デルタ七テトラヒドロカンナビノール) 及びその塩類
- 七十 七—八—九—十—十一—テトラヒドロ—六—六—九—トリメチル—三—ペンチル—六H—ジベンゾ「b・d」ピラン—一—オール (別名デルタ六— (七) テトラヒドロカンナビノール) 及びその塩類
- 七十一 八—九—十—十一—テトラヒドロ—六—六—九—トリメチル—三—ペンチル—六H—ジベンゾ「b・d」ピラン—一—オール (別名デルタ六— (七) テトラヒドロカンナビノール) 及びその塩類
- 七十二 トランス—二—ジメチルアミノ—一—フェニル—三—シクロヘキセン—一—カルボン酸エチルエステル (別名チリジン) 及びその塩類
- 七十三 一— (三—トリフルオロメチルフェニル) ピペラジン及びその塩類
- 七十四 三—四—五—トリメトキシフェネチルアミン (別名メスカリン) 及びその塩類
- 七十五 二—四—五—トリメトキシ—e—メチルフェネチルアミン及びその塩類
- 七十六 三—四—五—トリメトキシ—e—メチルフェネチルアミン (別名TMA) 及びその塩類
- 七十七 一—ナフタレニル— (一—ペンチル—H—インドール—三—イル) メタノン及びその塩類
- 七十八 N— (二— (B—ヒドロキシフェネチル) —四—ピペリジン) プロピオンアニリド (別名ベータヒドロキシフェンタニル) 及びその塩類
- 七十九 N— (二— (B—ヒドロキシフェネチル) —三—メチル—四—ピペリジン) プロピオンアニリド (別名ベータヒドロキシ—三—メチルフェンタニル) 及びその塩類
- 八十 (一RS・三SR) —三— (二—ヒドロキシ—四— (二—メチルノナン—二—イル) フェニル) シクロヘキサ—一—オール及びその塩類
- 八十一 四—ヒドロキシ酪酸 (別名GHB) 及びその塩類
- 八十二 一— (一—フェニルシクロヘキシル) ピペリジン (別名フェンシクリジン) 及びその塩類

- 百二十九 一―メチル―四―フェニル―四―ピペリジノールプロピオン酸エステル(別名MPPP)及びその塩類
 百三十 一―メチル―四―フェニルペリジノールカルボン酸(別名ベチジン中間体C)及びその塩類
 百三十一 四―メチル―一―フェニル―二―(ピロリジン―一―イル)ペンタン―一―オン及びその塩類
 百三十二 一―二―メチル―四―(三―フェニルプロパー―二―エン―一―イル)ピペラジン―一―イル)ブタン―一―オン及びその塩類
 百三十三 N―(一―(R―メチルフェネチル)―四―ピペリジル)プロピオンアニリド(別名アセチル―アルファ―メチルフェンタニル)及びその塩類
 百三十四 N―(一―(R―メチルフェネチル)―四―ピペリジル)プロピオンアニリド(別名アルファ―メチルフェンタニル)及びその塩類
 百三十五 N―(三―メチル―一―フェネチル―四―ピペリジル)プロピオンアニリド(別名三―メチルフェンタニル)及びその塩類
 百三十六 メチル―一―フェネチル―四―(N―フェニルプロパンアミド)ピペリジン―四―カルボキシラート及びその塩類
 百三十七 メチル―二―(一―(四―フルオロブチル)―一―H―インダゾール―三―カルボキシラート)―三―ジメチルブタノアート及びその塩類
 百三十八 メチル―二―(一―(四―フルオロペンチル)―一―H―インダゾール―三―カルボキシラート)―三―ジメチルブタノアート及びその塩類
 百三十九 メチル―二―(一―(五―フルオロペンチル)―一―H―インダゾール―三―カルボキシラート)―三―ジメチルブタノアート及びその塩類
 百四十 メチル―二―(一―(五―フルオロペンチル)―一―H―インダゾール―三―カルボキシラート)―三―ジメチルブタノアート及びその塩類
 百四十一 メチル―二―(一―(五―フルオロペンチル)―一―H―インダゾール―三―カルボキシラート)―三―ジメチルブタノアート及びその塩類
 百四十二 R―メチル―四―メチルチオフェネチルアミン(別名四―MTA)及びその塩類
 百四十三 四―メチル―五―(四―メチルフェニル)―四―五―ジヒドロオキサゾール―二―アミン及びその塩類
 百四十四 N―メチル―N―(一―(三・四―メチレンジオキシフェニル)プロパン―二―イル)ヒドロキシルアミン及びその塩類
 百四十五 R―メチル―三・四―(メチレンジオキシ)フェネチルアミン(別名MDA)及びその塩類
 百四十六 N―(R―メチル―三・四―(メチレンジオキシ)フェネチル)ヒドロキシルアミン(別名N―ヒドロキシMDA)及びその塩類
 百四十七 一―(三・四―メチレンジオキシフェニル)―二―(ピロリジン―一―イル)ペンタン―一―オン及びその塩類
 百四十八 一―(二―メトキシカルボニルエチル)―四―(フェニルプロピオニルアミノ)ピペリジン―四―カルボン酸メチルエステル(別名レミフェンタニル)及びその塩類
 百四十九 一―(一―(三―メトキシフェニル)シクロヘキシル)ピペリジン―四―カルボン酸メチルエステル(別名レミフェンタニル)及びその塩類
 百五十 一―(四―メトキシフェニル)―N―メチルプロパン―二―アミン及びその塩類
 百五十一 二―メトキシ―N―(一―フェネチルピペリジン―四―イル)―N―フェニルアセトアミド及びその塩類
 百五十二 N―(四―(メトキシメチル)―一―(二―チエニル)エチル)―四―ピペリジル)プロピオンアニリド(別名スフェンタニル)及びその塩類
 百五十三 四―メトキシ―R―メチルフェネチルアミン(別名PMA)及びその塩類
 百五十四 三―メトキシ―R―メチル―四・五―(メチレンジオキシ)フェネチルアミン(別名MMA)及びその塩類
 百五十五 二―(四―ヨード―二・五―ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類
 百五十六 二―(四―ヨード―二・五―ジメトキシフェニル)―N―(二―メトキシベンジル)エタンアミン及びその塩類
 百五十七 リゼルギン酸ジエチルアミド(別名リゼルギド)及びその塩類

(麻薬原料植物)

第二条 法別表第二第四号の規定に基づき、次に掲げる植物を麻薬原料植物に指定する。

- 一 三―(一―ジメチルアミノ)エチル)―インドール―四―イルリン酸エステル(別名サイロシピン)及びその塩類を含有するこの類(厚生労働大臣が指定するものを除く。)
 二 三―(二―ジメチルアミノ)エチル)―インドール―四―オール(別名サイロシン)及びその塩類を含有するこの類(厚生労働大臣が指定するものを除く。)

(向精神薬)

第三条 法別表第三第十一号の規定に基づき、次に掲げる物を向精神薬に指定する。

- 一 二―アミノ―五―フェニル―二―オキサゾリン(別名アミノレクス)及びその塩類
 二 五―アリル―五―(一―メチルブチル)バルビツール酸(別名セコバルビタール)及びその塩類
 三 五―アリル―五―(二―メチルプロピル)バルビツール酸(別名ブタルビタール)及びその塩類
 四 二―イミノ―五―フェニル―四―オキサゾリジノン(別名ペモリン)及びその塩類
 五 一―エチニルシクロヘキサノールカルバミン酸エステル(別名エチナメト)及びその塩類
 六 二―エチル―二―フェニルグルタルイミド(別名グルテチミド)及びその塩類
 七 N―エチル―三―フェニルシクロ(二・二・一)ヘプタン―二―アミン(別名フェンカンファミン)及びその塩類
 八 五―エチル―一―メチル―五―フェニルバルビツール酸(別名メチルフェノバルビタール)及びその塩類
 九 N―エチル―R―メチルフェネチルアミン(別名エチランフェタミン)及びその塩類
 十 五―エチル―五―(三―メチルブチル)バルビツール酸(別名アモバルビタール)及びその塩類
 十一 五―エチル―五―(二―メチルブチル)バルビツール酸(別名セクブタルビタール)及びその塩類
 十二 一―クロロ―三―エチル―一―ペンテン―四―イン―三―オール(別名エスクロルピノール)及びその塩類

- 十三 七クロロ五―(二クロロフェニル)―・三ジヒドロ三ヒドロキシ二H―・四ベンゾジアゼピン二オン(別名ロラゼパム)及びその塩類
 十四 七クロロ五―(二クロロフェニル)―・三ジヒドロ三ヒドロキシ―メチル二H―・四ベンゾジアゼピン二オン(別名ロルメタゼパム)及びその塩類
 十五 七クロロ五―(二クロロフェニル)―・三ジヒドロ二H―・四ベンゾジアゼピン二オン(別名デロラゼパム)及びその塩類
 十六 七クロロ五―(二クロロフェニル)―・三ジヒドロ―メチル二H―・四ベンゾジアゼピン二オン及びその塩類
 十七 十クロロ十一b―(二クロロフェニル)―・二・三・七・十一b―テトラヒドロオキサゾール〔三・二・d〕〔二・四〕ベンゾジアゼピン六(五H)―オン(別名クロキサゾラム)及びその塩類
 十八 八クロロ六―(二クロロフェニル)―・メチル四H―s―トリアゾロ〔四・三・a〕〔二・四〕ベンゾジアゼピン(別名トリアゾラム)及びその塩類
 十九 七クロロ―(二―ジエチルアミノ)エチル〕五―(二フルオロフェニル)―・三ジヒドロ二H―・四ベンゾジアゼピン二オン(別名フルラゼパム)及びその塩類
 二十 七クロロ―(シクロプロピルメチル)―・三ジヒドロ五フェニル二H―・四ベンゾジアゼピン二オン(別名プラゼパム)及びその塩類
 二十一 七クロロ五―(一シクロヘキセン―イール)―・三ジヒドロ―メチル二H―・四ベンゾジアゼピン二オン(別名テトラゼパム)及びその塩類
 二十二 七クロロ二・三ジヒドロ二オキソ五フェニル二H―・四ベンゾジアゼピン三カルボン酸(別名クロラゼパ酸)及びその塩類
 二十三 十一クロロ八・十二bジヒドロ二・八ジメチル十二bフェニル四H―〔一・三〕オキサジノ〔三・二・d〕〔二・四〕ベンゾジアゼピン四・七(六H)―ジオン(別名ケタゾラム)及びその塩類
 二十四 七クロロ―・三ジヒドロ三ヒドロキシ五フェニル二H―・四ベンゾジアゼピン二オン(別名オキサゼパム)及びその塩類
 二十五 七クロロ―・三ジヒドロ三ヒドロキシ―メチル五フェニル二H―・四ベンゾジアゼピン二オン(別名テマゼパム)及びその塩類
 二十六 七クロロ―・三ジヒドロ三ヒドロキシ―メチル五フェニル二H―・四ベンゾジアゼピン二オンジメチルカルバミン酸エステル(別名カマゼパム)及びその塩類
 二十七 七クロロ―・三ジヒドロ五フェニル―(二プロピニル)―二H―・四ベンゾジアゼピン二オン(別名ピナゼパム)及びその塩類
 二十八 七クロロ―・三ジヒドロ五フェニル二H―・四ベンゾジアゼピン二オン(別名ノルダゼパム)及びその塩類
 二十九 七クロロ二・三ジヒドロ―メチル五フェニル二H―・四ベンゾジアゼピン(別名メダゼパム)及びその塩類
 三十 七クロロ―(二・二・トリフルオロエチル)―・三ジヒドロ五フェニル二H―・四ベンゾジアゼピン二オン(別名ハラゼパム)及びその塩類
 三十一 (RS)―六―(五クロロピリジン―イール)―七オキソ六・七ジヒドロ五Hピロロ〔三・四・b〕ピラジン五イール四メチルピペラジン―カルボキシラート(別名ソピクロン)及びその塩類
 三十二 四―(二クロロフェニル)―二エチル九メチル六Hチエノ〔三・二・f〕〔一・二・四〕トリアゾロ〔四・三・a〕〔一・四〕ジアゼピン(別名エチゾラム)及びその塩類
 三十三 五―(四クロロフェニル)―二・五ジヒドロ三Hイミダゾ〔二・一・a〕イソインドール五オール(別名マジンドール)及びその塩類
 三十四 五―(二クロロフェニル)―・三ジヒドロ七ニトロ二H―・四ベンゾジアゼピン二オン(別名クロナゼパム)及びその塩類
 三十五 六―(二クロロフェニル)―二・四ジヒドロ二―(四メチル―ビベラジニル)メチレン〕―八ニトロ―Hイミダゾ〔二・二・a〕〔二・四〕ベンゾジアゼピン―オン(別名ロプラゾラム)及びその塩類
 三十六 八クロロ六フェニル四H―s―トリアゾロ〔四・三・a〕〔二・四〕ベンゾジアゼピン(別名エスタゾラム)及びその塩類
 三十七 三―(二クロロフェニル)―二メチル四(三H)―キナゾリノン(別名メクロカロン)及びその塩類
 三十八 六―(二クロロフェニル)―メチル八ニトロ四H―s―トリアゾロ〔四・三・a〕〔二・四〕ベンゾジアゼピン及びその塩類
 三十九 七クロロ五―(二フルオロフェニル)―二・三ジヒドロ二オキソ―H―・四ベンゾジアゼピン三カルボン酸エチルエステル(別名ロフラゼパ酸エチル)及びその塩類
 四十 七クロロ五―(二フルオロフェニル)―・三ジヒドロ―(二・二・二トリフルオロエチル)―二H―・四ベンゾジアゼピン二チオン(別名クアゼパム)及びその塩類
 四十一 七クロロ五―(二フルオロフェニル)―・三ジヒドロ―メチル二H―・四ベンゾジアゼピン二オン(別名フルジアゼパム)及びその塩類
 四十二 八クロロ六―(二フルオロフェニル)―メチル四Hイミダゾ〔二・五・a〕〔二・四〕ベンゾジアゼピン(別名ミダゾラム)及びその塩類
 四十三 八クロロ六―(二フルオロフェニル)―メチル四H―〔二・二・四〕トリアゾロ〔四・三・a〕〔二・四〕ベンゾジアゼピン及びその塩類
 四十四 N―(三クロロプロピル)―メチルフェネチルアミン(別名メフェノレクス)及びその塩類
 四十五 八クロロ―メチル六フェニル四H―s―トリアゾロ〔四・三・a〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン(別名アルプラゾラム)及びその塩類
 四十六 七クロロ―メチル五フェニル二H―・五ベンゾジアゼピン二・四(三H・五H)―ジオン(別名クロバザム)及びその塩類
 四十七 五・五ジアルバルピツール酸(別名アロバルピタル)及びその塩類
 四十八 二―(ジエチルアミノ)プロピオフェノン(別名アンフエプラモン)及びその塩類
 四十九 三・三ジエチル五メチル二・四―ピペリジンジオン(別名メチプリロン)及びその塩類
 五十 二―シクロプロピル七―er―〔S〕―ヒドロキシ―二・二・二トリメチルプロピル〕―六・十四―エンド―エタノール六・七・八・十四―テトラヒドロオリパピン(別名ブプレノルフィン)及びその塩類
 五十一 五―(一シクロヘキセン―イール)―五エチルバルピツール酸(別名シクロバルピタル)及びその塩類

- 五十二 三・七―ジヒドロ―・三―ジメチル―七―(二―(R―メチルフェネチル)アミノ)エチル)―H―プリン―二・六―ジオン(別名フェネチリン)及びその塩類
- 五十三 一・三―ジヒドロ―一―メチル―七―ニトロ―五―フェニル―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名ニメタゼパム)及びその塩類
- 五十四 一・一―ジフェニル―一―(二―ピペリジン)メタノール(別名ピブラドール)及びその塩類
- 五十五 二―[ジフェニルメチル]スルフィニル)アセタミド(別名モダフィニル)及びその塩類
- 五十六 N・R―ジメチルシクロヘキサンエチルアミン(別名プロピルヘキセドリン)及びその塩類
- 五十七 N・N―ジメチル―R―フェニルモルフォリン及びその塩類
- 五十八 三・四―ジメチル―二―フェニルモルフォリン及びその塩類
- 五十九 R・R―ジメチルフェネチルアミン(別名フェンテルミン)及びその塩類
- 六十 N・N・六―トリメチル―二―パラトリルイミダゾ「二・二―a」ピリジン―三―アセタミド(別名ゾルピデム)及びその塩類
- 六十一 一―(四―トリル)―二―(二―ピロリジン)―一―ペンタノン(別名ピロバレロン)及びその塩類
- 六十二 トレオ―二―アミノ―一―フェニルプロパン―一―オール(左旋性のものを除く)及びその塩類
- 六十三 五―ブチル―五―エチルバルビツル酸(別名ブトバルビタル)及びその塩類
- 六十四 五―(二―フルオロフェニル)―一・三―ジヒドロ―一―メチル―七―ニトロ―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名フルニトラゼパム)及びその塩類
- 六十五 七―ブプロモ―五―(二―クロロフェニル)―一・三―ジヒドロ―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン及びその塩類
- 六十六 二―ブプロモ―四―(二―クロロフェニル)―九―メチル―六H―チエノ「三・二―f」―s―トリアゾロ「四・三―a」(二・四)ジアゼピン(別名プロチゾラム)及びその塩類
- 六十七 七―ブプロモ―一・三―ジヒドロ―五―(二―ピリジン)―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名プロマゼパム)及びその塩類
- 六十八 十―ブプロモ―十一―b―(二―フルオロフェニル)―二・三・七・十一―b―テトラヒドロオキサゾロ「三・二―d」(二・四)ベンゾジアゼピン―六―(五H)―オン(別名ハロキサゾラム)及びその塩類
- 六十九 八―ブプロモ―六―(二―フルオロフェニル)―一―メチル―四H―s―トリアゾロ「四・三―a」(二・四)ベンゾジアゼピン及びその塩類
- 七十 N―ベンジル―N・R―ジメチルフェネチルアミン(別名ベンツフェタミン)及びその塩類
- 七十一 二―メチル―三―(二―トリル)―四―(三H)―キナゾリン(別名メタカロン)及びその塩類
- 七十二 三―メチル―二―フェニルモルフォリン(別名フェンメトラジン)及びその塩類
- 七十三 三―(R―メチルフェネチル)アミノ)プロピオニトリル(別名フェンプロレクス)及びその塩類
- 七十四 三―(R―メチルフェネチル)―N―(フェニルカルバモイル)シドノイミン(別名メソカルプ)及びその塩類
- 七十五 五―(一―メチルブチル)―五―ビニルバルビツル酸(別名ビニル)及びその塩類
- 七十六 二―メチル―二―ブプロル―一・三―ブプロルジカルバミン酸エステル(別名メプロバメト)及びその塩類
- 七十七 七―メチル―三―(四S)―一―八―ブプロモ―一―メチル―六―ピリジン―二―イル―四H―イミダゾ「二・二―a」(二・四)ベンゾジアゼピン―四―イル)プロパノエイト(別名レミマゾラム)及びその塩類
- 七十八 R―(R―メトキシベンジル)―四―(R―メトキシフェネチル)―一―ピペラジンエタノール(別名ジペプロール)及びその塩類
- (麻薬向精神薬原料)
- 第四條 法別表第四第九号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬向精神薬原料に指定する。
- 一 N―アセチルアントラニル酸及びその塩類
- 二 四―アニリノピペリジン及びその塩類
- 三 四―アニリノ―一―フェネチルピペリジン及びその塩類
- 四 イソサフロール
- 五 塩酸
- 六 過マンガン酸カリウム
- 七 サフロール
- 八 一・一―ジメチルエチル―四―アニリノピペリジン―一―カルボキシラート及びその塩類
- 九 トルエン
- 十 ピペロナル
- 十一 N―フェニル―N―(ピペリジン―四―イル)プロパンアミド及びその塩類
- 十二 一―フェネチルピペリジン―四―オン及びその塩類
- 十三 メチルエチルケトン
- 十四 メチル―二―メチル―三―(三・四―メチレンジオキシフェニル)―オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類
- 十五 二―メチル―三―(三・四―メチレンジオキシフェニル)―オキシラン―二―カルボン酸及びその塩類
- 十六 三・四―メチレンジオキシフェニル―二―ブプロパノン

十七 硫酸

附 則

(施行期日)

1 この政令は、麻薬取締法等の一部を改正する法律（平成二年法律第三十三号）（同法附則第一条ただし書に規定する部分を除く。）の施行の日（平成二年八月二十五日）から施行する。

（麻薬を指定する政令の廃止）

2 麻薬を指定する政令（昭和三十八年政令第三百二十七号）は、廃止する。

附 則（平成二年一〇月二三日政令第三二一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年九月三〇日政令第三一九号）

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成七年九月二七日政令第三四二号）

1 この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、第一条中麻薬及び向精神薬取締法施行令第九条の改正規定は、平成七年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現に存する二―プロモ―四―（二―クロフェニル）―九―メチル―六H―チエノ〔三・二―f〕―s―トリアゾロ〔四・三―a〕〔一・四〕ジアゼピン（別名プロチゾラム）、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物（次項において「プロチゾラム等」という。）であつて容器に収められているものについては、この政令の施行の日から二年間は、麻薬及び向精神薬取締法第五十条の十九の規定は、適用しない。

3 この政令の施行の際現に存するプロチゾラム等を使用される容器又は被包が、この政令の施行の日から一年以内に使用される場合には、当該容器又は被包に収められたプロチゾラム等については、この政令の施行の日から二年間は、麻薬及び向精神薬取締法第五十条の十九の規定は、適用しない。

附 則（平成一〇年六月二二日政令第二〇五号）

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成一一年六月一六日政令第一八六号）

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成一二年九月二二日政令第四三〇号）

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成一三年一〇月二六日政令第三三四号）抄

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成一四年五月七日政令第一六九号）

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成一五年九月一八日政令第四一五号）

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成一七年三月一八日政令第五二二号）

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成一八年三月二三日政令第五九号）

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成一八年九月一三日政令第二九三三号）

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、第一条第九号の次に一号を加える改正規定は、平成十九年一月一日から施行する。

附 則（平成一九年一月四日政令第六号）

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成一九年九月二〇日政令第二九四号）

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成一九年九月二〇日政令第二九四号）

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成一九年九月二〇日政令第二九四号）

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成一九年九月二〇日政令第二九四号）

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二〇年二月一七日政令第三八五号）

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

- この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 附 則 (平成二四年七月四日政令第一八三号)
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 附 則 (平成二五年一月三〇日政令第二〇号)
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 附 則 (平成二五年四月二六日政令第二一八号)
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 附 則 (平成二五年二月二〇日政令第三五五号)
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 附 則 (平成二六年七月二日政令第二四八号)
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 附 則 (平成二七年一〇月二日政令第三五四号)
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 附 則 (平成二八年五月二七日政令第三三二号)
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 附 則 (平成二八年九月一四日政令第三〇六号)
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- (施行期日)
- 1 この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
(経過措置)
- 2 (RS) 一六一(五)一クロロピリジン一ニール) 一七一オキソソ一六・セージヒドロ一五H一ピロロ「三・四一b」ピラジン一五一イル二四一メチルピペラジン一カルボキシラート(別名ゾピクロン)、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物(次項において「ゾピクロン等」という。)並びに四一(二)一クロロフェニル) 一ニエチル一九一メチル一六H一チエノ「三・二一f」 「一・二一四」トリアゾロ「四・三一a」 「一・四」ジアゼピン(別名エチゾラム)、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物(同項において「エチゾラム等」という。)であつてこの政令の施行の際現に容器に収められているものについては、この政令の施行の日から二年間は、麻薬及び向精神薬取締法第五十条の十九の規定は、適用しない。
- 3 ソピクロン等及びエチゾラム等中使用される容器又は容器の直接の被包であつてこの政令の施行の際現に存するものが、この政令の施行の日から一年以内に使用される場合には、ゾピクロン等及びエチゾラム等であつて当該容器又は容器の直接の被包が使用されるものについては、この政令の施行の日から二年間は、麻薬及び向精神薬取締法第五十条の十九の規定は、適用しない。
- 附 則 (平成二九年七月二六日政令第二〇四号)
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 附 則 (平成三〇年六月二〇日政令第一八七号)
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 附 則 (令和元年六月二八日政令第四七号)
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 附 則 (令和元年二月一八日政令第一九一号)
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 附 則 (令和二年七月八日政令第二二〇号)
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 附 則 (令和三年九月八日政令第二五〇号)
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 附 則 (令和四年七月二七日政令第二五五号)
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 附 則 (令和五年八月三〇日政令第二六七号)
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。